

瀬戸市告示第 24 号

平成 20 年瀬戸市告示第 35 号（会計管理者の権限に属する事務の一部を出納員等に委任させた件）の一部を次のように改正し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

平成 29 年 3 月 31 日

瀬戸市長 伊藤保徳

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任			第1表 会計管理者の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
教育委員会事務局	1 学校給食費の収納	<省略>	教育委員会事務局	社会科副読本瀬戸の販売代金の収納	<省略>
	2 社会科副読本瀬戸の販売代金の収納	<省略>		1 から 3 まで <省略>	<省略>
第2表 出納員の権限に属する事務の委任			第2表 出納員の権限に属する事務の委任		
設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者	設置所	委任の対象となる事務	委任を受けた者
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
下水道課	1 から 3 まで <省略>	<省略>	下水道課	1 から 3 まで <省略>	<省略>
教育委員会事務局	学校給食費の収納	学校教育課に属する出納補助員			